

2002年7月1日

保険契約者各位

独立行政法人日本貿易保険

## 保険証券の保険金受取人欄の記載の変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、保険証券の保険金受取人欄の記載について、2002年7月1日から以下のように変更いたしましたので、ご連絡申し上げます。

### 【変更点】

「被保険者」と「保険金受取人」が同一の者である場合、  
保険証券（保険契約台帳を含む）の「保険金受取人欄」  
は空欄とします。

昨年、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)が発足した際に、制度改善の一環として、貿易一般保険の被保険者は「保険金請求事務を被保険者の代わりに行い、被保険者のために保険金を受領する者」を「保険金受取人」として指定することができることになりました。（貿易一般保険約款第22条第1項参照）

NEXI 発足後も、これまでは、保険契約の申込時に被保険者から保険金受取人の指定がない場合には、経過的な措置として、保険金受取人欄に被保険者名を記載しておりました。

しかしながら、前述の制度改善によってこのような記載が不要なものとなり、またお客様の誤解を招くおそれもあるため、このたび、その記載をやめることといたしました。

また、当然のことながら、被保険者から保険金受取人の指定がなく、保険金受取人欄が空欄になっている場合には、被保険者の方に保険金請求事務や保険金の受領を行っていただくこととなります。

なお、本件のお問い合わせにつきましては、下記にて承っております。

保険証券の様式の見方に関するお問い合わせ先  
営業第一部 引受業務グループ（03 - 3512 - 7664）

その他制度に関するお問い合わせ先  
営業第一部 お客様相談室 （03 - 3512 - 7712）